

令和3年度埼玉県認知症対応型サービス事業開設者研修 募集要項

1 目的

指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（以下「認知症対応型サービス事業所」という。）の代表者に対して認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得させ、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

埼玉県

3 実施方法

動画配信と Web 会議システム（Zoom）を組み合わせた Web 研修

4 日程

[講義・演習・現場体験]

日程	日付	時間
第1日	令和3年08月26日（木）	午後1時～午後5時20分
第2日	令和3年08月27日（金）	午後1時～午後5時20分
現場体験	令和3年09月09日（木）	午後1時～午後5時

※新型コロナウイルス感染症の影響により、日程を変更または中止する場合がございます。
予めご承知おきください。

[レポート提出]

令和3年9月16日（木）締切

※受講者全員のレポート提出を確認後、修了証書を発行します。

5 定員

20名（定員を超える申込みがあった場合、受講いただけない場合があります。）

6 受講対象者

以下（１）～（３）の要件すべてを満たす方となります。

- （１） 認知症対応型サービス事業所の代表者※（既存の事業所において代表者を変更する場合を含む）。

※「代表者」とは、基本的に運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当しますが、法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないとは判断される場合は、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えありません。

- （２） 以下、ア又はイに該当する者。

ア 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験がある者

イ 保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者

なお、以下 a 又は b に該当する場合は、本研修の修了を要しません。

a 以下のいずれかの研修を修了している者

- ①平成17年度以前の認知症介護実践研修（実践者研修 又は 実践リーダー研修）
- ②平成17年度以前の認知症介護指導者養成研修
- ③旧痴呆介護実務者研修（基礎課程 又は 専門課程）
- ④旧認知症高齢者グループホーム管理者研修
- ⑤旧認知症高齢者グループホーム開設予定者研修

b 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の代表者となる者が、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある保健師又は看護師である場合

- （３） インターネット環境（パソコン、インターネット環境、接続スキル、Web カメラやマイク等の機器など）を整えることができる者（詳細は「7 受講環境」を御確認ください。）

※（３）に関しては、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの一時的な要件となります。

7 受講環境

本研修は動画配信とオンラインシステム（Z o o m）を組み合わせた Web 研修として実施します。予め以下の注意点を御読みいただき、受講環境を整えてください。視聴方法の詳細は、後日御連絡します。

- (1) 受講にあたり、安定して高速な定額の接続環境が推奨されます。また、モバイル Wi-Fi ルーターなどを利用した場合、通信量オーバーにより速度制限がかかると接続が切断されてしまう場合がありますので、十分御注意ください。
- (2) 受講場所については、各事業所・自宅等問いませんが、Zoom 内で講師や受講者同士のやり取りも行うため、研修に集中できる環境を整えるよう努めてください。
- (3) 同じ場所で複数の受講者がいる場合は、マイク同士の干渉によりハウリングを起こす場合がありますので、注意してください。
- (4) 講師等とやり取りを行いますので、一人一台パソコンやマイク・カメラ・スピーカーといった機器が必要となりますので御用意ください。
- (5) 講義内ではパワーポイント等の資料も写しますので、P C またはタブレットといった文字が読める大きさの端末で受講してください。

8 内容（カリキュラム）

別紙の「認知症対応型サービス事業開設者研修標準カリキュラム」を御参照ください。現場体験の詳細等は、受講決定時に別途御案内いたします。

9 受講料

5, 5 0 0 円 / 1 名

- ※ 受講料は原則として返却できません。
- ※ オンライン講義の視聴環境の確保や通信料は受講料に含まれておりません。受講者の負担となります。
- ※ 受講決定通知と併せて入金方法について御案内いたします。令和 3 年 8 月 13 日（金）までにお支払いください。

1.0 申込方法

受講するには、就任予定事業所所在地（開設予定を含む。以下同じ。）の市町村長（熊谷市、深谷市、寄居町の場合は、大里広域市町村圏組合管理者。以下同じ。）の推薦が必要となります。

令和3年7月9日（金）までに、事業所所在地の市町村等担当課に以下の書類を提出してください。

- (1) 受講申込書（様式第1-1号）
- (2) 認知症である方の介護経験に関する勤務歴証明書、又は保健医療サービス・福祉サービスの経営に携わった経験を証明する書類（受講対象者の要件（2）確認用）

1.1 受講決定

受講の可否は、事業所所在地の市町村を通じて申込者全員に通知します。

受講決定者には、カリキュラム等の詳細を併せてお知らせします。

1.2 修了認定

- (1) 受講中、以下のような行為が見受けられる場合や、研修指導者の注意に従わない場合には、受講を取り消すか、又は修了を認めない場合があります。

- ① 研修態度が好ましくない場合

（携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為、居眠り、**離席**等）

- ② 講師の指示に従わない場合（**休憩時間含む**）

- (2) 全カリキュラム（講義・演習 及び 現場体験）を修了後、本研修の受講を通じて、

- ① 認知症高齢者ケアについて理解したこと

- ② 今後の事業運営に関して取り組みたいこと

をレポート（A4用紙5枚程度）で**3部（2部はコピーで可）**作成し、研修実施団体に提出していただきます。

※ レポートの内容及び分量等は変更になる可能性があります。

[レポート提出先]

社会福祉法人 花園公益会

〒369-1246 埼玉県深谷市小前田2677番地

※提出いただいたレポートは修了後県及び事業所所在地の市町村へ1部ずつ送付します。

- (3) 研修受講の際に、接続不備等により受講ができなかった場合でも、通常の欠席と同様の扱いとなり、修了の対象にはなりませんので御注意ください。

1 3 注意事項

- (1) 受講の可否にかかわらず、申込書類は返却いたしませんので御了承ください。
- (2) 一度お支払いいただいた受講料は返金できませんので御了承ください。
- (3) 受講決定後、やむを得ない事情により参加ができなくなった場合は、速やかに事業所所在地の市町村を通じてその旨を御連絡ください。資料発送済みの場合、返送していただく必要がございます。
- (4) 今年度の開設者研修の開講は今回のみとなります。受講予定の方は必ずお申込みください。
- (5) 研修受講の際は、県及び研修実施機関からの受講上の諸注意を遵守してください。
- (6) 現場体験のフォローアップ研修として、来年度以降、実際の現場体験を実施する予定ですので、受講をお願いいたします。

1 4 本件に係る問合せ先

担当：埼玉県福祉部 地域包括ケア課 認知症・虐待防止担当 橋本・松本

電話：0 4 8 - 8 3 0 - 3 2 5 1 (担当直通)